

てる、會計報告は省略。

人事問題——先に日勞黨よりの中込により櫻橋會長を黨大會まで黨の中央執行委員並戰線統一委員とする事を認めたが、その後同問題に關し同盟執行委員會了解の下に辭任された。

今村中央委員を今後九州の運動關係上中央執行委員とす
同盟本部書記は中山君に決定。關家中央執行委員は可兒
君に變更した。以上承認。

(2) 議 事
(ロ) 京濱労働協會成立の報告(承認)

一、四無產政黨合同問題の件

イ、同盟執行委員會の執つた態度を承認すること。

ロ、新政黨に對する態度——は形勢の進展に見て適當を決定す

ること。

ハ、日勞黨中央執行委員に對して左の意見を提出すること。

『合同問題は緊急に擴大中央委員会ひは大會を開催し決定
し、それまでは合同問題の執行を見合はせられない』

二、左の諸件を一括して決定

揚から出來る限り同盟の主張を反映すること。

三、政黨と組合との關係の件

本件については懇談の程度にて、今後は兩者を混合せず組合
の運動を確立することに意見の交換あり。

聲 名 書

我が日本労働組合同盟は、その結成以來、日本労農黨を支持
し、全無產政治戰線統一の爲めに終始一貫闘争を續け來つた。
それ故に我々は、全無產階級政治戰線統一の端緒となる五黨合
同に關しては、常に戰線統一の障礙をなし来る宗派分裂主義
をそれ自體の性質上多分に含む傾向ありとせられたる無產大衆
黨に反対の態度を持來つた。

しかしながら我々は、全階級的政治戰線統一の端緒となるべ
き五黨合同に際し、我々の任務と役割の將來益々重要なことを
感ずるが故に之に積極的に參加せねばならぬ。
かくて今日我々に課せられたる重要任務は、五黨合同をして
我々の本來の目的である全階級戰線の統一に發展せしめる事であ
る。そのためには之が障礙となるべき宗派分裂主義排除の態度
には何等の變更を見るべきもいでのない。こゝにわが月本労働組
に

二〇

イ、宣傳週間は豫定通り行ふこと。

ロ、同盟の運動方針大綱は原案を執行委員會に一任して決定

ハ、本部移轉は執行委員會一任。

ニ、政務部長は會長兼任を廢し新に山名氏を推薦すること。

ホ、勞農青年同盟と青年部の關係は、青年部を確立して組合
の青年の活動を促進統制し、青年部の有志が青年同盟に入
ること。

ヘ、興謝野國際部長は解任し後任は執行委員會に二任。

▲第五回擴大中央委員會

十二月十七日午後四時より文協調會館

一、五黨合同對策の件

本問題に關しては、望月、山本、高橋、益田、吉田、菊川、
白島、村山、高梨、鈴木、盛田、前田、山名の委員に附託原
案を作製したが折衝到着せる九州聯合會代表との協議のため
中央委員會を十八日ffd續行して左記聲明書の如く組合同盟の
態度を五黨合同支持と決定した。

二、日勞黨中央委員會並に臨時大會對策の件
組合同盟關係の日勞黨中央委員會に代議員は會員としての立
場

合同盟は今回五黨合同に參加するに當り我等の態度を聲明す
るものである。

十二月十八日

日本労働組合同盟

第五回擴大中央委員會

▲日本大衆黨の結黨

十二月二十日文協調會館に於て七黨合同して日本大衆黨結黨
さる。

△第六回中央委員會

十二月二十一日文協調會館に於て

一、日本大衆黨の關係決定の件
種々討議の結果「日本労働組合同盟は日本大衆黨を支持す」
と決定。

一、政黨組合の關係決定の件

種々討議の結果「日本労働組合同盟は日本大衆黨を支持す」
と決定。

一、日本大衆黨役員の件

イ、組合同盟關係の日本大衆黨中央委員。

二一